

第4章 災害復興計画

計画の趣旨

第1 目的

大規模地震による市街地の面的な被災は、都市の機能や経済力の低下につながる。長期間にわたって都市の機能や経済力が低下した状態が続くと、その後の都市復興への活力を喪失させ、震災によるダメージが慢性化してしまうことが心配される。従って、市街地の被災規模が大きい場合等、早急かつ計画的な復興まちづくりの推進が求められる。

本計画は、被災程度に応じて早急に復興体制を確立し、被災市街地の円滑な復興を図ることを目的とする。

第2 基本目標

復興まちづくりには、被災市民の生活を再建すること、再び同じ経験を繰り返さないために防災都市を建設することの2つの側面がある。復興まちづくりは、この2つの側面を同時に満たしながら推進していくことが条件となる。

本計画では、被災市民の生活再建と防災都市建設とを整合させ得る「適正な復興プロセスの構築」を基本目標に、復興まちづくりのフレームについて定める。

第3 運用体系

1 復興まちづくりに関する調査・研究成果の活用

阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）以降、学术界をはじめとして、国や自治体でも復興まちづくりに関する調査・研究が盛んに行われている。本市においてもこれらの調査・研究成果を参考にするとともに、総合防災基礎調査等を通じて復興まちづくりについての知見を深め、必要に応じて、適時、本計画を見直していくものとする。

2 日常時のまちづくりへの反映

復興まちづくりは、日常のまちづくり課題に対して極めて短期間で取り組むという性格のものでもあることから、計画内容には日常時のまちづくりにおいても参考とできる部分が多い。従って、復興まちづくりに限らず、日常時のまちづくりへの取組みにおいても、本計画を活用・反映させるものとする。

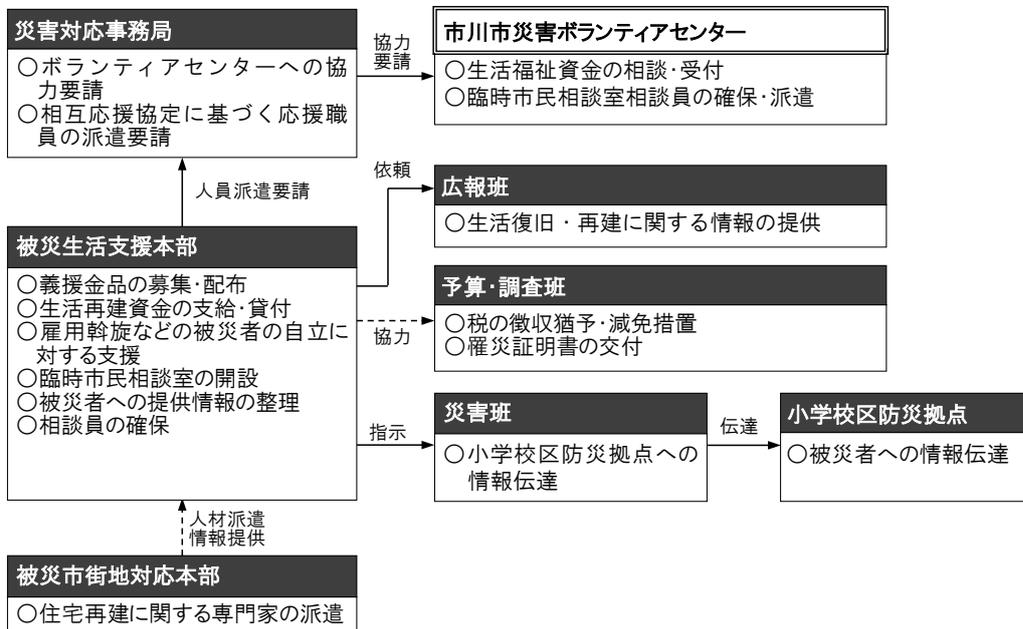
第1節 被災者の生活再建

第1 市民生活再建支援

<基本方針>

1. 震災時には、一切の財産を失ってしまう被災者も多く発生すると予測される。
2. 被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、り災証明の発行を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の適用を検討、市税の減免や納入猶予等の措置、住宅再建や住宅確保の支援を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 り災証明の発行（予算・調査班）

- (1) 被災建物応急危険度判定の調査結果等を参考として、住家被害認定調査の方針を立案し、被災市街地対応本部の協力を得て、住家被害認定調査を計画・実施する。
- (2) 調査結果に基づき、被災者個人ごとのり災データを作成・管理するとともに、り災者の申請により、り災証明を発行する。
- (3) り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、原則として住家が被災した場合に証明するものとする。
- (4) 証明手数料については免除する。

2 義援金品の募集・配布（被災生活支援本部）

- (1) 全国に向けて義援金品の募集を行い、被災者への配布方法等の検討を行う。
- (2) 複数の市町村や都県にまたがる災害の場合、被災地全体で一括して義援金品の管理を行うことが考えられるため、その活用方策の検討に参加する。

- (3) 義援金品を被災者に配布する際、被災生活支援本部が窓口となって対応する。なお、義援金品の活用法策については、本部会議の承認を得て、日本赤十字奉仕団等関係団体の協力のもと、被災者への配布を実施するものとする。
- (4) 義援品の募集に当たっては、内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、職員の負担になることから、原則、個人からの義援品については受け取らないものとする。

3 税の徴収猶予・減免（予算・調査班）

- (1) 予算・調査班は、被災した納税義務者等に対する市税の納税緩和措置として、地方税法第15条及び市川市市税条例第51条に基づいて、期間の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に応じて適切な措置を検討する。
- (2) 税の徴収猶予及び減免等の措置が適切と考えられる場合、予算・調査班は、その旨を本部会議に報告し、本部会議の決定に基づいて、被災者への広報・通知を行う。

4 災害弔慰金等の支給（被災生活支援本部）

被災した市民が速やかに再起、厚生するよう、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市川市災害弔慰金の支給等に関する条例並びに市川市災害見舞金品支給規則に基づき、被災者に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害見舞金品の支給、災害援護資金の貸付等を実施する

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害障害見舞金の支給
- (3) 災害見舞金品の支給
- (4) 災害援護資金等の貸付

5 被災者生活再建支援金の支給（被災生活支援本部）

本市域又は千葉県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、千葉県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建と被災地の速やかな復興を図る。

6 災害援護資金等の貸付（被災生活支援本部）

被災した市民が速やかに再起、厚生するよう、被災者に対する生活再建資金の融資等を行い、被災者の生活の確保を図る。

7 その他の被災者の自立に対する支援（被災生活支援本部）

- (1) その他の支援として、職業相談、生活保護法の適用への対応等を図り、被災者の生活の確保に努める。
- (2) 災害救助法適用時には、郵便局では郵便物の無料送配や為替貯金・簡易保険の解約等の所要手続の簡略化の措置が講じられる。

8 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部）

- (1) 被災生活支援本部は、被災者への生活情報の提供や生活再建に向けた相談に応じるために、必要に応じて、臨時市民相談室を開設する。
- (2) 臨時市民相談室の主な相談業務として、被災者への経済的な支援、食糧・物資等の流通に関する相談、

住宅の修理や住宅再建に関する相談等を想定する。

- (3) 臨時市民相談室において被災者に提供する情報は、被災生活支援本部が把握・整理し、被災者への相談業務に応じる。
- (4) 臨時市民相談室での相談業務は、被災生活支援本部の職員のほか、各相談の所管部署の職員や専門家等の協力を得て実施する。
- (5) 被災生活支援本部は、必要に応じて、市川市災害ボランティアセンターと連携して、臨時市民相談室相談員を確保する。
- (6) 被災市街地対応本部は、住宅再建に向けて建築、まちづくり、不動産及び法律の専門家等を臨時市民相談室に派遣する。
- (7) 被災生活支援本部は、女性の悩みや相談を受け付けるために、必要に応じて女性相談員を確保する。
- (8) 被災生活支援本部は、日本語を十分に理解できない外国人の相談に応じるために、市川市国際交流協会に支援を要請する等、外国語の通訳や外国語の相談を受けられる相談員を確保する。

9 生活復旧・再建に関する情報の広報（被災生活支援本部）

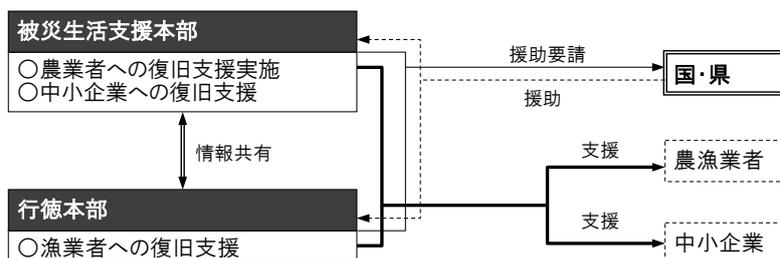
- (1) 臨時市民相談室における被災者への生活情報の提供のほか、被災者に提供すべき情報を随時整理し、被災者への広報に努める。
- (2) 広報班の協力を得て、広報活動を行うこととし、災害班や小学校区防災拠点を通じて、地区レベルでの被災者への情報伝達にも心がける。

第2 産業復旧支援

<方針>

1. 震災によって都市機能は一時停止し、公共施設の復旧等によって一応の復旧をした後も、多くの産業活動は低迷が続けることが予想される。
2. 被災生活が落ち着きを見せ、応急対応が一段落した時点で、被災生活支援本部及び行徳本部は被災地の産業活動を早期に活性化していくために、農漁業者や中小企業を対象にした災害復旧助成事業等の適用を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 農漁業者に対する支援（被災生活支援本部、行徳本部）

- (1) 被災生活支援本部及び行徳本部は、被災地の農漁業者の被災状況を把握し、速やかな産業復旧による被災者の生活安定のために、必要に応じて、農漁業者に対する復旧支援を実施する。
- (2) 千葉県、国及び関係機関等による支援制度を活用する。

2 中小企業に対する支援（被災生活支援本部）

- (1) 被災生活支援本部は、本市内の中小企業の被災状況を把握し、産業と経済活動を速やかに復旧させるために、必要に応じて、中小企業に対する復旧支援を実施する。
- (2) 千葉県、国及び関係機関等による支援制度を活用する。

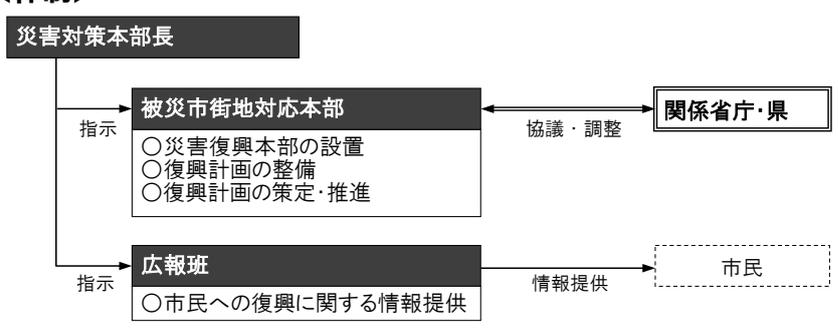
第2節 復興まちづくり

第1 復興まちづくり

<基本方針>

1. 大規模地震により被災した市民の生活や企業等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。
2. 復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改編する事業と位置付けられる。
3. 復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業であるため、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

<体制>



<行動計画>

1 復興体制

(1) 災害復興本部の設立

応急対策における被災情報の収集によって、市街地が面的な被災を受けていることが明らかな場合、災害対策本部長は災害復興本部設立の必要性を判断し、被災市街地対応本部長に災害復興本部の設立を指示する。

この場合、被災市街地対応本部は、大規模地震発生から1週間を目処に災害復興本部へ移行し、復興体制の整備と復興計画の策定・推進を図る。

(2) 災害復興本部の組織体制

災害復興本部長は災害対策本部長が兼任するものとし、被災市街地対応本部長を事務局長、街づくり部が事務局を担当する。災害復興本部を構成する職員は、被災市街地対応本部に所属する職員を原則とするが、必要に応じて関係部課・機関からも、災害復興本部長の判断により招集できるものとする。

(3) 災害復興本部の基本的な業務

ア 復興基本計画の策定

市街地の被災状況等に応じて、新たな基盤整備、市街地の面整備、住宅の供給、条例制定の必要性等を検討し、復興基本計画を策定する。

イ 関係省庁や千葉県との協議・調整

復興を円滑に進めるために、被災市街地復興特別措置法の適用や運用、財政上の特別措置等について、関係省庁や千葉県との協議・調整を行う。

ウ 市民への復興に関する広報・周知

被災者の理解を得るために、復興への取組状況について、災害復興本部の設立時から随時、市民への広報・周知を図る。

エ 市民参加による復興まちづくりの推進

被災者の生活再建と防災都市建設との整合を図り、被災市街地の円滑な復興を可能にするために、市民参加による復興まちづくりを基本とする。災害復興本部は、関係市民に復興まちづくり計画の検討への参加を呼び掛け、個々の被災者が置かれた状況や生活事情等を踏まえた上で、計画の策定・推進を図る。

オ 被災者の生活再建や産業復興への支援

復興事業の実施により、被災者の住宅再建や住宅確保等を促進する支援を実施する。

2 復興プロセスの概要

震災復興は、被災市街地における復興まちづくりを柱に、被災者の生活再建や産業復興に貢献・支援していくことを想定する。

復興まちづくりは、被災市街地復興特別措置法に基づき、概ね以下のプロセスに従って実施する。

(1) 復興基本方針の策定・周知（地震発生後1～2週間程度）

震災応急対策活動によって収集・把握した市街地の被災データをもとに、被災市街地の整備に関する枠組みを復興基本方針としてまとめ、市民をはじめ、関係機関等に周知する。

(2) 重点復興予定区域の設定

市街地の被災状況や従前の市街地が抱えていた問題等を総合的に検討して、重点的に復興すべき区域を設定し、建築基準法第84条による建築制限を適用する。重点復興予定区域では、市街地開発事業等の導入や、市民参加による復興まちづくりの検討・推進が想定されることから、自治（町）会等を中心として早急にまちづくり協議会の設立を図る。

(3) 復興基本計画（案）の作成（地震発生後2ヶ月以内）

重点復興予定区域を中心に、詳細な被害状況や地域住民の復興まちづくりへの意向を調査・把握し、積極的に基盤整備を含めた復興まちづくりを推進する地区を抽出して、被災市街地復興特別措置法における復興推進地域に指定する。復興推進地域の指定は重点復興予定区域に限られるものではなく、その他の区域においても、住民の復興まちづくりへの意向等に応じて地域指定を検討するものとする。

さらに、将来の土地利用や都市施設等の方針、復興推進地域以外の市街地整備の方針をまとめ、復興基本計画（案）を整理し、市民をはじめ関係機関等に周知する。

住宅再建・地場産業の復興等へ向けた支援策についても、この段階で計画化を図り、市民をはじめ関係機関等に周知すると同時に、順次、必要に応じた支援活動を展開する。

(4) 市街地整備課題の検討

被災市街地の整備課題は、都市・地区・街区の3つのスケールに応じて分類することができる。

課題抽出から計画策定までのプロセスを円滑化するために、本市・住民協議会・個々の住民とでそれぞれのスケールに応じた検討範囲を分担し、まちづくり専門家等の協力を得て、それぞれの視点からの検討を進める。

ア 都市スケールにおける復興課題の検討

幹線道路や都市公園、広域防災拠点等、都市骨格を形成する基盤整備の課題について、本市が主体となり、復興都市計画事業として検討する。

イ 地区スケールにおける復興課題の検討

生活道路や近隣公園、地区防災拠点等、地区骨格を形成する基盤整備の課題について、住民協議会が主体となって、都市骨格の整備課題と住宅再建やまちのイメージに対する個々の住民の事情・意向等を反映しながら検討する。

ウ 街区スケールにおける復興課題の検討

区画道路やポケットパーク、共同建替用地等、個々の住宅再建を可能にし、防災街区を形成するための整備課題について、個々の住民を主体として、法制度や費用面等の事情に応じた住宅再建イメージを検討し、住民協議会による地区スケールでの課題検討に反映させる。

(5) 復興まちづくり構想の策定

本市・住民・専門家の3者の協議により、3つのスケールに応じて抽出された市街地整備課題の整合・調整を図り、復興まちづくり構想として以下の4点をまとめる。

- ア まちの将来像（骨格基盤と土地利用の構想）
- イ 都市基盤整備方針（概ねの位置と規模）
- ウ 住宅再建イメージ（建て方と街並み）
- エ 計画・事業手法（基盤整備、住宅再建支援、街並み誘導等）

(6) 第1次都市計画決定（地震発生後2年以内）

復興まちづくり構想は、事業に関する具体的な検討の段階で、住民の住宅再建事情等から若干の変更があり得ることを見込んで、都市計画決定を段階的に行う。

第1次都市計画決定として想定される事項は以下のとおり。

- ア 市街地開発事業等の事業区域と導入する事業手法
- イ 都市骨格基盤の位置と規模
- ウ 地区計画の方針等

(7) 事業計画の策定

第1次都市計画決定を行った市街地開発事業等について、事業計画を策定する。

事業計画の検討には、高度に専門的な技術と判断が要求されるため、住民協議会や個々の住民の意見を集めながら、本市が主体となって策定する。

(8) 第2次都市計画決定

事業計画によって明確化された都市基盤や、まちの将来像の実現に向けた住宅等の建て方のルール等、必要な項目について新たに都市計画決定を行う。

- ア 事業計画に基づく区画道路、街区公園等位置と規模
- イ 地区整備計画等、住宅再建に関するルール等

(9) 事業推進

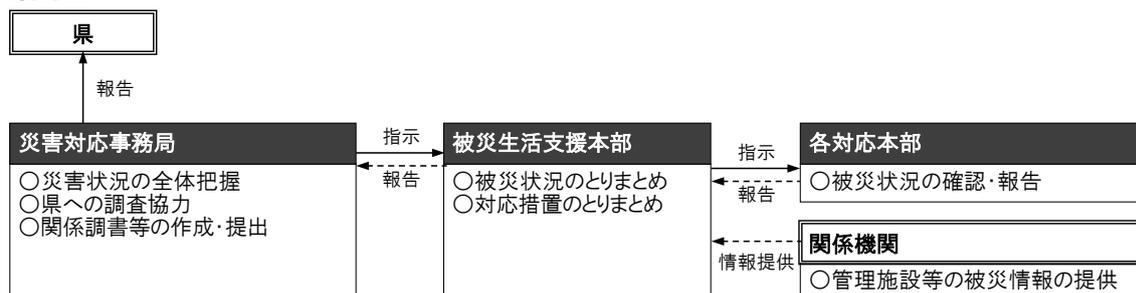
事業計画及び第2次都市計画が決定された地域から、順次、事業の推進を図ると同時に、事業地域における個別の住宅再建・共同建替・住宅移転等への資金面及び専門技術的な支援を積極的に実施する。

第2 激甚災害の指定に関する計画

<方針>

1. 災害による被害の規模が甚大な場合、災害復旧を実施するためには膨大な費用がかかる。
2. 災害対応事務局は、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施されるため、特別な財政措置が行われるよう、早期に激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律の指定を受けるべく、被害状況調査等を行う。

<体制>



<行動計画>

1 激甚災害指定の手続（災害対応事務局）

- (1) 速やかに激甚災害指定の手続を進めるため、各対応本部は現地対応拠点等への指示や報告により、発災直後から迅速かつ正確な被害情報の把握及び整理を行い、被災生活支援本部に報告する。
- (2) 災害対応事務局は、被災生活支援本部からの報告を整理し、本市全域としての災害状況を整理する。
- (3) 整理した災害状況を速やかに千葉県に報告するとともに、千葉県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (4) 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、千葉県各部局に提出する。